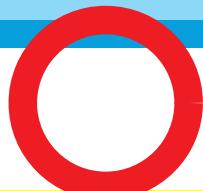


ポスターの「品位保持」のため 公職選挙法が改正されました。



選挙運動用ポスターには、ポスターを使用する候補者の氏名を有権者が見やすいように記載します。



選挙

ポスター掲示場



選挙運動用ポスターには、品位を損なう内容を記載してはいけません。



公職選挙法の改正内容

1 ポスターの記載に関する義務の新設（法第144条の4の2）

- ・ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- ・公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはならないこと。

2 ポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設（法235条の3第2項）

- ・ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。

3 施行期日等

上記改正は、令和7年5月2日から施行され、施行の日以後、その期日を公示又は告示される選挙について適用されます。

「選挙妨害」や「虚偽事項の公表」は 犯罪です！



有権者や候補者などへの暴行や威迫、
集会や演説の妨害、文書図画の毀損など、
選挙の自由を妨害することや、当選させない目的をもって、
候補者に関して虚偽の事項を公にし、
又は事実をゆがめて公にする(SNSでの発信も含まれます)
ことは**処罰**の対象となります(公職選挙法225条、235条2項)。

私たち有権者は、
候補者の政見、政党の政策などを知り、
私たちの思いを実現する人々を選び、投票することが大事!
そのためには、
選挙が自由かつ公正に行われなければならないのです。
投票の自由や選挙運動の自由を
妨害するような行為は選挙の自由妨害罪として処罰されます。
また、公職の候補者に関して虚偽の事項を公にすることは、
処罰の対象となり得ますので、SNS等の発信(拡散)に
当たっては、**情報の真偽をよく確かめてから**
発信するようにしましょう。

ルールを守って、明るい選挙!



「選挙のめいすいくん」の家族